# 組合員・会員資格の得喪等について

# 其 済

### 1 組合員の範囲

次に掲げる者は、職員となった日から公立学校共済組合員(以下組合員という。)となります。

- (1) 秋田県内の公立学校の教職員(大学、幼稚園を含む。)
- (2) 秋田県教育委員会事務局(以下「教育庁」という。)の課(室)・教育事務所・払田柵跡調査事務所の職員及び秋田 県教育委員会所管の教育機関の職員
- (3) 公立学校共済組合秋田支部に勤務する職員 なお、休職者・停職者・育児休業者・組合専従者・在外教育施設派遣職員についても組合員資格を有します。

# 2 組合員の種別

(1) 一般組合員

常時勤務に服することを要する職員(以下の種別に掲げる者を除く)

(2) 船員一般組合員

船員保険の被保険者である組合員

(3) 短期組合員

臨時的任用職員及び常時勤務に服することを要しない職員のうち2月を超える雇用が見込まれ、次の①~③の要件のいずれかを満たす者

- ① フルタイムの者
- ② 一週間及び一月間の勤務時間が常勤職員の3/4以上の者
- ③ 短時間労働者(一週間及び一月間の勤務時間が常勤職員の3/4未満の者)で次のいずれにも該当する者 ア 一週間の所定労働時間が20時間以上であること
  - イ 報酬月額が88,000円以上であること
  - ウ 学生でないこと

なお、短期組合員は短期給付・福祉事業のみ適用され、長期給付は適用しないため、年金制度は「第1号厚生年金 被保険者」となる。

- 注1 フルタイムの者のみ継続雇用13月目の初日から長期給付が適用される一般組合員へ移行する なお、臨時的任用職員については、13月目以降も引き続き長期給付は適用除外となる
- 注2 会計年度任用職員(パートタイム)は継続雇用で12月を超えても、引き続き短期組合員としての資格を継続する
- 注3 上記③ウ、週の所定労働時間 20 時間の資格取得要件については、辞令、勤務条件通知書等により判断することとなるが、勤務時間の規定が週単位でない場合は、1月の所定労働時間を 12 分の 52 で除した時間数で判断する
- 注4 上記③イ、報酬月額88,000円の算定対象は、基本給及び諸手当で算定するが、臨時に支払われる賃金、賞与、時間外手当、通勤手当、扶養手当は算入されない(標準報酬月額の算定の際は、当該諸手当等も加味して算出する)
- (4) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して20日以内に共済組合に申し出ることにより、引き続き短期給付を受け福祉事業を利用することができる組合員

(5) 継続長期組合員

政令で定められた公庫等に転出した者で、引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

(6) 特例継続組合員

定年等により退職した者が、退職共済年金又は特別支給の退職共済年金の受給権者でない場合で、共済組合に申し出ることにより長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

# 3 組合員資格の取得と喪失

次に該当する場合は組合員の資格を取得又は喪失します。所属所長は、組合員に異動があったときに共済組合へ報告をしなければなりません。

- (1) 職員となった日から組合員の資格を取得します。
- (2) 死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員資格を喪失します。
- (3) 組合員が他の共済組合(地方職員共済組合・市町村職員共済組合・文部科学省共済組合・警察共済組合等)を組織する職員として転出したときは、その日から公立学校共済組合員としての資格を喪失します。

ただし、公立学校の教職員として他の都道府県へ引き続いて異動した場合は、単に公立学校共済組合各支部間の異動になり公立学校共済組合員としての資格に変わりはありません。

(4) 短時間労働者(3/4未満)の短期組合員について、週の所定労働時間が20時間未満となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間未満となった月の3月目の初日に組合員の資格を喪失します。

## 4 組合員と所属所

公立学校、県教育庁の課(室)・教育事務所・払田柵跡調査事務所、県教育委員会所管の教育機関等が支部の所属所となり、各所属所に勤務する組合員は所属所の構成員となります。

# 5 組合員証等

「組合員証」は、組合員及びその被扶養者の資格を証明するものです。保険医療機関等において診療を受けようとする 場合又は宿泊施設・保養施設の利用をする場合には提示を必要とします。

なお、「組合員証」に代わる証明書は発行していませんので大切に取り扱うようにしてください。

(1) 「組合員証」及び「組合員被扶養者証」の交付

組合員の資格を取得した者は、「組合員資格取得届書」を遅滞なく所属所長を経て共済組合に提出し、「組合員証」 及び「組合員被扶養者証」の交付を受けてください。

(2) 「組合員証等」の検認及び更新

「組合員証」及び「組合員被扶養者証」は、主務大臣の定めにより検認又は更新することになっており、検認又は 更新を受けない組合員証等は無効となります。

(3) 「組合員証等」の返納

組合員が資格を喪失したときは、「組合員証等」に「組合員異動報告書」を添えて、遅滞なく所属所長を経て共済組合に返納してください。この際、「組合員証等」を亡失しているときは「紛失届書」を添えてください。

#### 6 組合員情報及び医療費等振込口座の変更・訂正

組合員情報及び医療費等振込口座情報、住所に変更があった場合は、次の書類を共済組合に提出してください。また、「組合員証」等の記載事項が変更となる場合は、新しい組合員証が発行されるため、旧組合員証等を共済組合に返却してください。

	氏名変更	生年月日訂正	住所変更※2	振込口座変更※3
組合員証等記載事項変更申告書	0	0	0	
戸籍抄本等	0%1	0%1		
旧組合員証・被扶養者証等の返却	0	0		
資格取得届書兼医療費等振込口座 登録(変更)依頼書	0			0

- ※1 原本又は写しを提出してください。
- ※2 被扶養配偶者の住所を変更する場合は、国民年金第3号被保険者の届出が必要となります。
- ※3 登録済みの金融機関の名称が変わった場合や支店等の統廃合があった場合も含みます。 「公金受取口座を利用する」にチェックを入れると別途様式「公金受取口座登録解除届」で解除の申請をしない限り、高額療養費と年間高額療養費は公金受取口座に給付されます。

## 7 組合員証等の再交付

著しく損傷した場合又は盗難・紛失等の場合は再交付を受けられます。次のとおり申請してください。

(1) 著しく損傷した場合

「再交付申請書」に「組合員証等」を添付し申請してください。

(2) 盗難・紛失等の場合

「再交付申請書」を提出してください。盗難の場合は先に警察に届け出てください。なお、再交付を受けた後に亡失した「組合員証等」を発見したときは、遅滞なく発見した「組合員証等」を支部長に返還してください。



# 8 会員の資格取得

互助会員(以下「会員」という。)には、共済組合に加入している者のほか、教育関係者で理事会が承認した者が該当 します。組合員の資格を取得すると同時に、互助会に掛金を納付することによって会員となります。

また、教育関係者で理事会が承認した者については、次の書類による手続きが必要です。

<提出書類>

- (1) 「加入申込書」
- (2) 「扶養家族申請書」

※該当者に送付します。

# 9 会員の資格喪失

会員が退職又は死亡したときは、その翌日から資格を喪失します。

資格を喪失した場合は次の書類による手続きをしてください。その書類に基づいて、「厚生払戻金」・「脱退一時金」・「福祉積立金」が支給されます。

#### <提出書類>

「現職会員資格喪失届書」※該当者に送付します。

## 厚生払戻金

<支給額>

勤続月数に右表の額を乗じて得た額。

脱退一時金

<支給額>

昭和 45 年 4 月 1 日以降、その者が納入した給料の月額(調整額含) ×2/1000 に相当する額。

勤続月数	一か月単位
60 月以内の者	310 円
61 月以上 120 月以内の者	320 円
121 月以上 180 月以内の者	330 円
181 月以上 240 月以内の者	340 円
241 月以上 300 月以内の者	350 円
301 月以上 360 月以内の者	360 円
361 月以上 420 月以内の者	370 円
421 月以上の者	380 円